

第1回 行政手続部会 議事録

1. 日時：平成29年8月29日（火）16:59～17:36

2. 場所：合同庁舎第4号館4階共用第2特別会議室

3. 出席者：

（委員）高橋滋（部会長）、安念潤司（部会長代理）、江田麻季子、野坂美穂、
林いづみ、原英史

（専門委員）大崎貞和、川田順一、田中良弘、堤香苗、濱西隆男

（政府）梶山規制改革担当大臣、前川内閣府審議官

（事務局）窪田次長、林次長、石崎参事官、谷輪参事官

4. 議題：

（開会）

1. 行政手続部会の今後の進め方
2. 重点分野に係る基本計画の点検のための検討チームの設置について
3. 基本計画の概要について

（閉会）

5. 議事概要：

○高橋部会長 それでは、時間となりましたので、第1回「行政手続部会」を開会させていただきます。

7月20日の規制改革会議におきまして、引き続き当部会の部会長の指名を承りました高橋でございます。何とぞよろしくお願ひいたします。

皆様には、お忙しい中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

なお、佐久間専門委員が御欠席、堤専門委員は遅れての御出席で、林委員はもうじき見られると思います。

また、梶山大臣にお忙しい中、御出席を頂戴しております。

今回は、規制改革推進会議の2期目としては第1回の行政手続部会となります。また、内閣改造により、梶山大臣が御就任されました。まず、梶山大臣より御挨拶を頂戴したいと思います。よろしくお願ひいたします。

○梶山大臣 8月3日に規制改革担当大臣を拝命いたしました梶山弘志でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

高橋部会長を始め、委員各位におかれましては、御多用の中、御参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

先ほど高橋部会長からお話がありましたように、本日から、行政手続部会第2期のスタートとなります。本年3月末に、安倍総理から、東京オリンピック・パラリンピックが開

催される2020年までに、行政手続コストを20%以上削減、そして、「行政手続の電子化」「同じ情報は一度だけ」「書式・様式の統一」という3つの原則の徹底という御指示がありました。これらを踏まえまして、各省が簡素化のための計画を策定したところであります。

今般、各省の取組をさらに効果的なものにするために、行政手続部会に2つの検討チームを設置いたしまして、集中的に計画の点検を行っていただくこととなりました。

これらの取組により、大企業のみならず、地方の中小企業も、「これまで面倒だった役所の手続にかかる作業時間が減って本業に回す時間ができた」というような実感を得られるように、また、地域の人々もそれにより満足感を得られるようなことが重要であると考えております。

委員の皆様におかれましては、忌憚のない活発な御議論をお願いいたします。

以上です。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、報道関係の方々は、ここで御退席をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○高橋部会長 まず、議事1、行政手続部会の今後の進め方につきまして、お手元の資料1を御覧いただきたいと思えます。

本年9月以降のスケジュールにつきましては、次の表のとおり、部会を月1回程度開催いたしまして、入札・契約、重点分野以外のフォローアップ等の議論を行いたいと思っております。同時に、重点分野に係る基本計画の点検を行うために、本部会のもとに2つの検討チームを設置して、分担して点検を行うことといたしたいと思えます。各検討チームの点検の結果を踏まえて、部会から各省庁の基本計画について必要な改善を求めた上で、各省庁において、来年3月までに基本計画を改定するということとなります。

次に、議事2、重点分野に係る基本計画の点検のための検討チームの設置につきまして、資料2を御覧いただきたいと思えます。

まず「1. チームの設置」でございます。第1検討チームは、国税、地方税、社会保険に関する手続、商業登記等、営業の許可・認可に関する手続を、第2検討チームは、従業員の労務管理に関する手続、従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行、補助金の手続、調査・統計に対する協力を担当していただくことにしたいと思えます。

「2. 構成員」でございますが、各チームの構成員は、ここに記載されているとおりでございます。第1検討チームは部会長であります私を、第2検討チームは安念部会長代理を主査として進めていきたいと思っております。

「3. 部会への報告」でございますが、検討チームにおける点検の状況につきましては、適宜、部会に報告することといたしたいと思っております。

「4. 公表等」でございます。資料と議事録の取り扱いにつきましては、本会議の運営規則に準ずるということで、部会と同じ取り扱いにしたいと思っております。

「5. その他」でございますが、検討チームの運営に関して必要な事項は、それぞれの主査が部会長と協議して、すなわち安念部会長代理と私で決めるということにさせていただきたいと思っております。

続いて、資料3、基本計画の概要について、事務局より御説明を頂戴したいと思います。
○石崎参事官 それでは、資料3「行政手続の簡素化の基本計画の概要について」という横長の紙を御覧ください。

ページをおめくりいただきまして、目次の次、2ページからであります、「1. 取組の経緯」につきましては、先ほど大臣からお話ございましたとおり、3月末の規制改革推進会議において、事業者目線で、規制改革、行政手続の簡素化、IT化を一体的に進めるために、行政手続コストを3年間で20%以上削減、それから行政手続簡素化の3原則を決定するとともに、安倍総理から各省庁に対して、重点分野に関する簡素化計画策定の御指示をいただきました。重点分野につきましては、記載のとおり9分野でございます。

ページをおめくりいただきまして、「2. 各省庁の基本計画」であります。各省庁、13省庁は6月末に基本計画を策定していただきまして、これは既に公表済みであります。

最後の※にありますとおり、年間手続件数が100件以上の制度について、基本計画を策定しております。

次の4ページであります。「各省庁の基本計画」の制度数、すなわち許認可や届出の本数ですとか、補助金、調査・統計の項目数であります。制度数で見えていきますと、記載のとおり合計1,224本、許認可が788件、6割強、以下、調査・統計ですとか社会保険等が続きます。年間手続件数につきましては7,874万件、許認可が672万件、調査・統計、社会保険が6,272万件、以下、記載のとおりであります。

※にありますとおり、最初の許認可の対象法律数で言うと132本となります。

ページをおめくりいただきまして、「各省庁の基本計画」であります。年間手続件数の多い制度の具体例が書いてあります。必ずしもこれだけではございませんが、代表的な事例を幾つかピックアップしております。例えば、会社に入るときに雇用保険資格取得届ですと900万件、厚生年金の同じく資格取得届ですと300万件、健康保険被扶養者異動届ですとか保育所利用、時間外労働・休日労働に関するいわゆる36協定の届出ですとか、記載のとおり件数になっております。

6ページが「3. 取組の具体例」でありまして、各省庁が既に出してきた基本計画の中から代表的な事例を事務局のほうで幾つかピックアップさせていただいたものであります。

(1) が行政手続の電子化の徹底であります。①が電子署名及び電子証明書の省略、労務管理でありますけれども、社会保険労務士が労働基準法に規定された届出等を提出代行する際に使用者の電子署名及び電子証明書を省略する。あるいは法人としての電子署名にかえて、使用者個人の公的個人認証、個人のマイナンバーカード等を利用した電子申請を認めるですとか、②オンライン提出の際の使い勝手の向上ということで、データの提出媒体をエクセル方式で自動計算として、集計等での誤記入を防止するですとか、ページを

おめくりいただきまして、7ページ、「取組の具体例」ということで、(2) 同じ情報は一度だけの原則、いわゆるワンスオンリーでありますけれども、①が電子的提出の一元化ということで、会社を創業するときに国税当局と地方税当局、税務署ですとか県や市町村の税の窓口それぞれに提出している法人設立届出書等についてデータを一括作成して電子的提出の一元化を可能とするですとか、②複数省庁の業務の一元化ということで、外為法上、経産省と貨物の所管省庁と同様の内容を確認している一部の貨物について確認業務を一元化するですとか、幾つかの取組がございます。

8ページ、(3) 書式・様式の統一ということでありますけれども、①標準様式化ということで、これまで地方自治体ごとに様式がばらばらだった保育所の利用申請手続に要する就労証明書の標準的様式を作成し、自治体に活用を要請するですとか、②届出様式の統一ということで、厚生年金、健康、労働、雇用の各保険の手続において届出契機が同じ、要するに入社したときの被保険者資格届の様式を統一化して、一括して受け付けるですとか、③記載項目の統一ということで、補助金の申請プラットフォームを構築し、法人番号とひもづけた情報システムと連携して、複数の補助金にまたがる書類様式における記載項目の統一を実施するですとか、こういった取組が挙げられております。

9ページ、(4) その他の簡素化の取組としては、①申請様式の簡素化、記載要領、具体的な記載例、Q&A集の作成ですとか、②添付書類の簡素化ということで、役員の履歴書に全員の押印を求めたことによってこれまで一、二週間かかったのを、写しを提出すれば足りることにするですとか、③調査・統計の対象事業所の削減ということで、例えば10万事業所から7万8,500事業所に削減するですとか、全数調査から標本調査へ移行するとか、こういった事例が挙げられております。

10ページが「4. コスト計測とその試算例」でありまして、3月末の行政手続部会取りまとめにおいて、各分野の主要な手続、すなわち年間手続件数の多いものですとか事業者からの簡素化の要望が強いものから各省庁が選定することになっておりますが、平成29年度中に事業者の作業時間を計測することになっております。

各省が上げてきた基本計画の中でコスト計測されるものは、制度数としては全体の42%、年間手続件数としては約9割、89%をカバーしているということであります。

具体的に見ていきますと、6月末時点、各省が出してきた時点でまだコスト計測を終えていないものも多いわけではありますが、出してきたものの中で見ますと、定型的な書類は相対的に所要時間が短いですとか、許認可等の申請書については相対的に所要時間が長い傾向にあると思われまます。

次の11ページが「コスト計測とその試算例」ということで、比較的先行的に取り組まれている保育所等の利用申請手続に要する就労証明書の書類についての現状の作業時間とか改善の作業時間、受付、作成、チェック・押印・郵送と何分ぐらいかかるかとか、あるいは現状と改善後の比較。個々の作業時間と想定件数を掛け合わせたところ、今、日本の事業所全体で年間558万時間ぐらいかかっていたものが、改善後ですと431万時間ということ

で、約23%削減可能であるとか、こういったコスト計測がこれから各省庁におかれてもなされていくということでございます。

12ページ以降は参考でございます、基本計画を策定した対象法律の一覧ですとか補助金の一覧、統計の一覧でございます。

私からの説明は以上でございます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

本日の資料の説明は以上でございますが、今後の進め方や検討チームの設置も含めまして、意見交換を行いたいと思います。

それでは、御意見、御質問等がございましたらば、御遠慮なく御提示いただければと思います。いかがでしょうか。

では、考えていただく間に私のほうから。まず、基本的に、やはり事業者目線で行うということでございますので、基本計画に対する経済団体のヒアリングというのは行う予定があると思うのですが、どういう段取りになっていますでしょうか。そこら辺、事務局から御説明いただきたいと思います。

○石崎参事官 これはもともと3月末に、総理が入った規制改革会議において、経団連、商工会議所、経済同友会の御要望もいただいて、この計画を作成したので、経済団体等からの考え方につきましては、9月の行政手続部会においてヒアリングをしたいと考えております。

以上であります。

○高橋部会長 経済団体のほうには、当然、これはホームページに出ていますけれども、具体的に御意見を頂戴できるようなお願いはしてあるということでしょうか。

○石崎参事官 経済団体ですとか中小企業の団体には、基本計画についてのコメントの依頼は既にさせていただいて、団体もチェックしていると聞いております。

○高橋部会長 いかがでしょうか。

では、江田委員、どうぞ。

○江田委員 昨年この経緯の中で、非営利団体が含まれていないという話があったのですが、その含め方というのは何か検討されていらっしゃるのでしょうか。例えば、病院であったりとか、国立の場合とそうでない場合とみたいな、そんなお話があったと思うのですが、そのあたりはいかがになっていますでしょうか。

○高橋部会長 事務局、いかがでしょうか。

○石崎参事官 営業の許認可ということに限って言いますと、一応、民間事業者の手続ということになっておりますので、民間の病院とかの手続も入っております。これで全てかどうかということではありませんけれども、入っているものもございますので、その辺につきましては、また御意見をお伺いしながら検討したいと思っております。

○高橋部会長 大学等はどうなっていたのですか。

○石崎参事官 一応、民間事業者ということになっておりますので、文部科学省から、私

立大学の許認可手続に関しては基本計画に上がってきております。

○高橋部会長 そういうことだということでございます。

いかがでしょうか。

では、川田専門委員、どうぞ。

○川田専門委員 川田でございます。ありがとうございます。

確認でございますけれども、たしか国税と地方税については、3月末の取りまとめで掲げた削減目標ではなく、別途目標を設定して手続コスト削減を見ていくことになっておりましたが、基本計画ではどういう形で設定されているのでしょうか。

○石崎参事官 具体的には、3月末の行政手続部会の取りまとめ、規制改革会議の取りまとめにおいて、地方税、国税について、大企業の電子化率を100%にしていくとか、そういった目標が掲げられておまして、財務省及び総務省から、3月末の取りまとめにのっとった形での基本計画が提出されております。もちろん、これからチェック・アンド・レビューをやっていただくということでもありますけれども、一応、部会の取りまとめに沿った形での計画が提出されております。

○高橋部会長 多分、ホームページを御覧になればと思うのですが、国税については積極的に目標を立てられていて、地方税もそうですが、基本的には大企業については100%の電子申告率を考えるし、中小についても85%以上で、将来的には義務化も含めて考えるという目標を立てられています。これ以外にもいろいろお願いすることがあると思いますけれども、そういう形になっているということです。どうもありがとうございます。

ほかはいかがですか。

では、江田委員、どうぞ。

○江田委員 再び済みません。標準様式化の部分で、恐らく政府のIT室との連携はある程度されていると思うのですが、これからチェックをしていく中で、第1検討チームと第2検討チームと両方にかかわる部分が出てくるかと思いますが、そのあたりはどのように検討を進めたらよろしいのでしょうか。

○高橋部会長 事務局、いかがでしょうか。

○石崎参事官 部会長とも御相談させていただいております。IT化に関するお話、これはIT本部とかITに関する政府のセクションでも検討しておりますから、そちらのお考えをこちらとしてもお聞きしたり、あるいは意見交換したりする場を設けさせていただくことを考えたいと思っております。

○高橋部会長 御指摘ありがとうございます。

これを見ると、電子署名が電子化のネックになっていることは事実でございます。したがって、個別の問題について電子署名をどれだけ省略できるかと、そこはIT室にもきっちり聞くということと、ワンスオンリーの話も、これはマイナンバーをどうやって活用するかという話で、これもまたマイナンバー法の改正とか、その話もお願いしなければいけな

いようなところもございます。どこかで必ずIT室には来ていただいて、長期的な視点も含めて、少しその辺のお話を頂戴したいと思っています。

いかがでしょうか。安念部会長代理、何かございますか。

○安念部会長代理 まだ何をやっていいのか、実を言うとよくわからないので、何を伺っていいのかわかりません。具体的に仕事に着手すれば、だんだん見えてくるかなという、大変頼りない状態で申しわけございません。

○高橋部会長 いえ。

では、林委員、どうぞ。

○林委員 ありがとうございます。

3月29日付けの行政手続部会の取りまとめでは、「事業者目線」と書かれておりますが、例えば保育所の申請書の書式の標準様式化ですとか、8ページに挙がっております社会保険関係は、究極的には国民、利用者のメリットを念頭に置いていると思います。国民に対して、国民目線、利用者目線で規制改革するということを御説明しながら、この改革を進めていければと思います。

前期は、医療・介護・保育ワーキング・グループで、IT本部を応援する形で保育所の利用申請手続の件を取り上げましたが、具体論になると、IT本部も自治体に対して標準様式を統一化させることが難しかったという経験もございます。例えば、保護者の就労時間の記載方式、計算方式は自治体ごとに何十通りもあるというのが現実でございました。そのために各会社で作成に非常に時間がかかっています。事務局は重々おわかりだと思うのですが、自治体に対して、どのように標準様式の実用を促していくかが今後のポイントではないかと思っています。

以上です。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

では、堤専門委員、お願いします。

○堤専門委員 遅参いたしました。もし御説明済みでしたら申しわけないのですが、今後の進め方の部分も今、ともに質問させていただければと思うのですが、第1検討チーム、第2検討チームでそれぞれに分かれて行ったものは、多分、全体会合の中で結果、結論、プロセスというのが共有されると思うのですが、自分たちがかかわっていないチームに関して出てきたプロセスや結果に対しては、何か質問をしたり、意見をしたりというのは、もう全く難しい形になるのかどうかというのを教えていただければと思います。

○高橋部会長 そこは余り考えていなかったのですが、事務局、いかがでしょうか。

○石崎参事官 一応、かなり月2回というペースなので、現実的に御参加いただけるかどうかはあれですけれども、チームに入っていない逆側のチームにも、一応、開催についてはお声がけしていきたいと思っています。

それから、いずれどこかの段階で改定に向けた意見なり考え方、これはまた部会長、部会長代理ともお諮りしなければなりませんけれども、どこかでまとめないといけないと思

っていますので、その場でまた何かコメントいただくということはあるかもしれません。また少し、どうするか考えさせていただきたいと思います。

○堤専門委員 ありがとうございます。

○高橋部会長 どこかで共有する場は要ると思いますので、そこは事務局にも考えていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

いかがでしょうか。

では、原委員、どうぞ。

○原委員 どうもありがとうございます。

私は前期からやらせていただいておりますが、基本計画の策定に至るプロセス、事務局で大変御尽力いただいたかと思っております。大変ありがとうございます。

基本計画をつくられる中で、各省庁にお任せしておくとなかなか進まないおそれのある部分があるのではないかということ、前期の会議の中でも何回かお話ししていたかと思っております。私も何回か申し上げましたのは、特に例えば国と自治体にまたがる分野とか、あるいは複数の役所にまたがる分野で、御要望を伺った中でも、ある役所に同じ情報を出したのだけれども、また別の部署で同じことを求められるといったようなお話が幾つかあったかと思っております。そういったところは、役所の縦割りの中で計画を策定していかれると漏れ落ちしまう可能性があるのでは、省庁間の横断的な効率化というところは特に注意して見ていかないといけないのかなということ、前期にも何回か申し上げていたと思っております。

今日御説明をいただいた中で、そういった部分も幾つか既に取組の例としてお示しいただいておりますので、相当御尽力いただいたのだろうなと思って安心をいたしました、引き続き、そういった点について、基本計画をチェックしていく中で、十分見ていかないといけないのかなと思っております。

1つ、御質問をあえて申し上げれば、これはなかなかお答えいただくのは難しいかもしれませんが、今まで事務局でこの基本計画を御覧になっている中で、この部分は各省の取組が弱いのではないかと、こういうところを特に注意して見ていく必要があるのではないかと、そういったようなこと、もしお感じになっていることがあれば教えていただければと思っております。

○石崎参事官 むしろ委員にこれからチェックしていただく話でありますけれども、今回、資料3で記載したのは、ベストプラクティス的な、代表的な事例でありますから、もちろん必ずしもそうでないものもあるわけでございます。そういう意味では、ここに掲げている事例自体もさらにチェック・アンド・レビューをやっていただくこともありますし、また、各省庁、ベストプラクティス的なものを横にどうやって展開していくかということも重要かもしれません。

それから、これは御案内のとおり、自治体が実際に行っている手続、国が法律で補助金を出していますけれども実務は自治体が行っている手続をどうするかあたりも、また御検討いただくべき点かなと思っております。

とりあえず以上でございます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

では、大崎専門委員、いかがでしょうか。

○大崎専門委員 これも今後の進め方についての質問なのですが、各省の基本計画を策定するに当たっては、当然、どの部署かが責任者になってまとめていると思うのですが、私どもがヒアリングをする場合の対象者と申しますか、出てきて説明してくださる方もその責任者ということになるのですか。あるいはここで計画策定の対象になっているいろいろな手続、全部というわけにはいかないと思うのですけれども、特に点数の多いものなどを実際に所管しておられる方々ともやりとりするのか、その辺はどのように考えているのでしょうか。

○高橋部会長 事務局、どうぞ。

○石崎参事官 まだ、今どうするか、大崎専門委員のほうから具体的なアイデアをいただければ。基本的には所管省庁の担当セクションと意見交換していただくということであると思いますけれども、場合によっては、実際にユーザーサイドで基本計画をどう評価するかとか、先ほど経済団体と申しましたけれども、それ以外にユーザー側でどう考えるかなども含めて、また委員の御助言をいただきながら、あるいはお知恵をいただきながら検討したいと思います。

○高橋部会長 国税とか地方税は相手が1対1でございますが、許認可などは役所が多くて、そういう意味では、前にも事務局にお願いしたのですが、あらかじめ論点を投げて、ここがまずいのではないかということをおあらかじめ言っておけば、基本的には窓口、責任者でございますけれども、そのまずいところは当該担当に来てもらった上でお話ししてもらおうということもあり得ると思います。そこはまずはこちらできちんとした指摘を前もってヒアリングの前にして臨むのが重要かと思っています。どうもありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

今、はっきりしてきたと思うのですけれども、ベストプラクティスを挙げて、それがなぜできないのでしょうかということをおほかの役所に聞いていくということが1つ重要なことだと思います。電子署名をこういうふうに省略できる役所があるのに、なぜあなたのところの電子署名は省略できないのでしょうかという形で、具体的に聞いていくということが極めて重要なのかなと思っています。

ただ、届出様式の統一なども、8ページの②ですけれども、4つぐらいの書式を統一するという話なのですが、もう少し統一できないのかという話も多分あると思います。そういう意味では、個別にチェックしていただいて、こういうところを具体的にあらかじめ相手省庁、担当省庁に投げたほうがいいのではないかということの御指摘をいただければ、お話が抽象論にならずに済むのではないかと思いますので、その辺はぜひよろしくお願いたします。

よろしいでしょうか。あと、何か調査検討する際にこんな資料が欲しいとかいうものが

あれば、またお出しただければと思います。その辺はもうよろしいですか。

ほかに、新しくいらっしゃった方もいますし、まだ御発言を頂戴していない方もいますが、いかがでしょうか。濱西専門委員、田中専門委員、何か御意見があればお出しただければと思います。

○濱西専門委員 このたび専門委員を拝命しました濱西でございます。よろしくお願いいたします。

私はまだなれないもので、余り申し上げられないのですが、9月15日に経済団体等のヒアリングということがありますので、できましたら、できるだけ具体的な御指摘をいただけますと、第1検討チーム、第2検討チームでの議論の非常に重要な資料になるのではないかと思います。御指摘をできるだけ出していただくようお願いしたいと思っています。

○高橋部会長 どうもありがとうございます。

田中専門委員、いかがでしょうか。

○田中専門委員 本日より参加させていただきます田中と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まだ勉強を始めたばかりですので特に意見がなく申しわけありませんが、これから勉強させていただきます。

○高橋部会長 初めての取組でございますので、五里霧中のところもありますが、事務局に精査していただきましたので、取っかかりはできたと思います。ベストプラクティスということなど取っかかりができたのかなど。ただ、逆に、ベストプラクティスに比べてここが足りないのではないかというのもどこかで出していただくというか、事前に出していただくと、ありがたいかなと思います。私も気がついたところがありますけれども、たくさん目を見ていただいて、ベストプラクティスに比べるとここが足りないというような話とか、さらに、ベストプラクティスを進める上で、先ほどの電子署名の話もございまして、書式の統一化とか、自治体の話とか、省庁横断的な課題もあると思いますので、それは省庁横断的な取組をして、省庁の取組をバックアップするという方向でやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

ほかはいかがでしょう。

では、林委員、どうぞ。

○林委員 全く整理できている話ではないのですが、私立大学にとどまらず、国公立大学においても、大学の先生が教育や研究以外の雑多な書類の作成に追われている実態もあります。また、幾つかの省にまたがってつくられている独立行政法人においても同様です。私が見た書式で一番驚いたのは、エコペーパーを使っている割合を申告する書式というのがありまして、そんなことも申告しなければいけないのかと。

ほんの一例を申し上げましたけれども、浮き世離れしたような煩瑣な手続がたくさんございまして、補助金だとか、委託を受ける立場になりますと、そういったものに全て応じ

なければいけない、お上に応じなければいけないという中で民はやってきております。それを点で潰していくのではなく、今回の行政手続部会のようなルールで一括して整理していくというのは非常に有効な手段と思い、前期のときから敬服しておりました。ぜひこれをアピールできる代表例をつくっていただければと思います。

独法とか国公立大学なども、ここに挙がっている補助金、交付金といった整理の中に入れられるのであれば、扱うこともできるのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

○高橋部会長 その辺はどうですか。

○石崎参事官 御相談させていただければと思っております。

○高橋部会長 では、その辺は少し事務局とも相談していきたいと思っております。よろしく願いいたします。御指摘ありがとうございました。

それでは、大体御意見は頂戴したと思っておりますので、資料1の今後の進め方及び資料2の検討チームの設置につきましては、このとおりに進めさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○高橋部会長 それでは、今後、各検討チームにおきまして集中的に省庁ヒアリングを実施していただきたいと思いますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

本日の議事はこれで終了いたしますが、最後に事務局から何かございますでしょうか。

○石崎参事官 次回の会議日程につきましては、後日、事務局のほうから連絡させていただきます。

○高橋部会長 大臣、お忙しいところをどうもありがとうございました。

それでは、本日はこれで終了させていただきます。どうもありがとうございました。